

事務センターだより

第7号 R4.10.27

文責 財務グループ：佐藤・梶



○ 9月・10月の給与明細について

9月の給与明細を見て「あれ？いつもより支給額が少ないぞ…？」
「いつもより支給額が多い！ラッキー☆」等、ご感想をお持ちになった先生方はいらっしゃいますか？

9月は標準報酬月額の時定算定の月です。その年の4月から6月の給与支給総額の平均を標準報酬月額一覧にあてはめて金額を改定します。給与支給総額は、「給料月額＋諸手当」で構成されます。

そして、共済掛金（共済短期、長期、介護掛金等）は、標準報酬月額に基づき算定されています。

共済掛金は給与支給総額より控除され、支給額が決定します。

標準報酬月額の増減のケース

- ① お子さんが就職され4月以降の扶養手当が停止された。（減額）
 - ② 4月～6月、例年になく部活動手当が多かった。（増額）
 - ③ 異動で通勤手当額が増えた。（増額）
- etc.

また今年は10月より「地方公務員共済組合制度」の適用が拡大された影響で、対象の先生方においては、共済長期掛金及び長期退職掛金の控除が終了し、代わりに厚生年金保険料が控除されています。

☆毎月の給与明細が配付されましたら、ぜひ一度ご確認ください☆



○ 令和5年度 予算要求について

10月は次年度の予算要求があります。各校の事務職員から次年度（令和5年度）予算要求に伴う備品要望・修繕要望についてのお知らせがされていると思います。学校は公費で運営されるため、学校の現状に合わせた予算要求を行うことが求められます。

授業や学校生活の中で先生方の視点から気づかれる事がたくさんあるかと思っています。よりよい学校運営を行っていくために、この機会に要望をお出しください！

○ 年末調整があります

今年も年末調整をおこなう時期になりました。お手元に各保険料の控除証明書等が届いている頃ではないでしょうか。

「年末調整」とは、「毎月の給与等から源泉徴収した所得税額」と「その年の給与の総額から最終的に納めるべき所得税額」を比較し、過不足額を精算する手続きです。

年末調整は、各個人の自己申告に基づいておこなうものです。控除証明書等の紛失、申告もれ等がないようご注意ください。

また今年度採用された先生等で、令和4年中に職場がかわられた先生（アルバイト等の就労も含みます）については、前職より発行されている「令和4年分の源泉徴収票」の提出が必要です。

各申告書の裏面には、注意点や計算方法が詳しく記載されています。小さい字で見つらいですが、よく読んでご記入ください。

自己申告であることをふまえ、ご自分の不利益にならないよう準備をお願いいたします☆